

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第4、議案第5号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する経過措置に関する条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第5号は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する経過措置に関する条例の制定についてです。

詳細は担当課長をして説明します。

（健康福祉課長 高木和彦君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○7番（関 唯彦君） ないようですので、私の方からちょっとお伺いさせていただきます。

まず、この（1）介護予防、日常生活支援総合事業というのがありますよね。これを29年まで延ばすということなんですけれども、実際は予防の訪問介護とか通所介護というのが要支援1、2であるわけで、これが事業所を指定することもできるわけですよね。委託とか、そういうことをやれば早くからこれは移行できるんじゃないかと思っただけけれども、ここまで最後のギリギリまで延ばすというのはなぜなのかというのが1点。

そして、そこまで延ばしてしまうと総合事業に移行するのはもう1年しかないですよ。30年の3月31日をもって、事業所の指定が終わりになるわけでしょう。ですから、結構厳しくなるんじゃないかと思うんですけれども、その辺の考えを教えてください。

○健康福祉課長（高木和彦君） これは、29年の3月31日までということは、体制さえ整えば、例えば28年の3月ですとか、それもできます。ただここで、この法の中で、こういう事業をなささいということで、例えば町によってはNPOですとか、ボランティアが介入したくてもやっぱりある程度の研修ですとか、そういうことをしませんが危険が伴うこともありますので、そういう研修ですとか、そういうのもやった上で、この介護予防事業に参入できるということですので、その研修ですとか、そういう期間に長くても2年を取りなさいよと、2号の方につきましては、これは備えた上で、今度は新たに地域の連携、特に松崎町の

場合は、介護施設といいましても50パーセントはほかの市町に頼っているようなことがあります。

また医療につきましても、金額ベースで80パーセント以上は他の市町に頼っている。そういうことを考えますと、松崎町単独でやるよりも賀茂郡で協議しながら進めていくというのが適切かと・・・、そうなりますと、町外の医療施設ですとか介護施設なんかも巻き込んでやっていかなければならないものですから、3年間という時間をいただきたいということでございます。

○7番（関 唯彦君） ということは、指定事業所として総合事業の指定をするということはないということですか。それを一つ。

それから、この体制の中に、（2）でしょうかね。これは、医療と介護の連携を推進する事業ですとか、認知症に関する総合的な支援をするもの、それから高齢者の生活の支援、予防の充実を図るといふのがあるといふんですけど、これほどのように考えているんでしょうかね、そのあいだに。

○健康福祉課長（高木和彦君） 回答が前後するかもしれませんが、お許してください。

まず、2号の介護予防45条の第2項から4項を大まかにやると、地域の方で、まず、大きい町なんかも想定しているものですから、ここにすぐわない部分もありますけれども、介護ですとか、医療に関するマップを作りなさいなんていうメニューが一つあります。

それと、医療とか、介護の施設なんかでも情報をきちんとわかるようにしなさいですとか、あと、住民へ普及ということで、いろいろシンポジウムですとか、討論会ですとか、介護、医療についてのパンフレットを出しなさいとか、あと、各町がもっている医療、介護についての問題点の洗い出しをしなさいとか、総合支援をしなさいとか、大きく分けて9つのメニューがあります。

これはまた、もしあれでしたら、これから私どもはこれについて取り組みをしなければなりませんので、何らかの機会で、こんな方向でやっていきたいということは示させていただきますけれども、いま松崎町と賀茂健康福祉センター、西伊豆町、町内のお医者さん、また町内の介護施設等と西伊豆病院を事務局として、地域医療広域協議会というものを作って、皆さんのところにアンケートなんかが行った例がありますけれども、ここらの中核にして、その組織の中核にして事業を展開したいと思っています。

それで事業所の指定ですけれども、いま松崎町の介護施設は4つほどありますけれども、そちらの方で体制がある程度整っていますけれども、この中に生活支援コーディネーターと

いうのを設置しなさいと、これは研修があるわけですが、それを設置というか、講習を受けた時点で相手側から申請があれば、指定をしたいと考えております。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（関 唯彦君） 最後ですね。3回目ですから。

そうすると、これが整うまでは、例えば要支援1と2なんですけれども、今までどおりの給付でしていくんでしょうか。そして、移行したあとに介護保険の地域支援事業へ移行していくということでしょうか。27年度からそのまま介護保険の地域支援事業へ移行するわけではないという考えでいいんでしょうか。移行したときは、3パーセントとかというのが外されるということでしょうか。その辺をちょっと教えてください。

○健康福祉課長（高木和彦君） おおむねいま議員がおっしゃるとおりです。3パーセントルールにつきましては、この3パーセントルールが非常に支援事業を狭めている点があるものですから、私は県の福祉部長とかに会ったときには、ぜひこの3パーセントルールを外して、その実情によって4パーセントでも5パーセントでも介護支援事業に使えないかというお願いはしてございます。

それと、当面のあいだ、体制が整っておりませんので、要支援1・2の方につきましては今までどおりの形になってきますけれども、これが、制度が変わったときには、まだちょっとそこは私どもも勉強不足のところがありますけれども、町の方が要支援1・2の方については介護施設にお願いするような体系になっていくんじゃないかなと理解しております。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第5号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する経過措置に関する条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(稲葉昭宏君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---